

〈1〉はじめに

原子力発電環境整備機構(以下「NUMO(ニューモ)」といいます。)では、「特定放射性廃棄物(注1)の最終処分に関する法律」(以下「最終処分法」といいます。)に基づく概要調査地区の選定にあたり、「特定放射性廃棄物の最終処分施設(注2)の設置可能性を調査する区域」(以下「応募区域」といいます。)を、全国の市町村から公募しています。

2008年4月には、「最終処分法」が改正され、これまでの高レベル放射性廃棄物(注3)に加えて、地層処分低レベル放射性廃棄物(注4)がNUMOの地層処分の対象に加われました。これに伴い、今回、資料を改訂しました。

概要調査地区は、応募区域およびその周辺の地域を対象として実施する文献調査(注5)の結果に基づき、これらの範囲の中から選定されます。

概要調査地区の選定にあたっては、選定の理由が明確に説明されることが必要です。

「概要調査地区選定上の考慮事項」(以下「考慮事項」といいます。)は、概要調査地区を選定する上で考慮する事項とその評価の考え方をまとめたもので、文献調査はこれを踏まえて実施します。

各市町村の方々が、考慮事項とはどのようなもので、概要調査地区がどのように選定されるのかをご理解いただくうえでの参考として活用いただければ幸いです。

なお、本資料では最初に考慮事項の枠組みを示した上で、個々の事項の具体的な内容を紹介しています。学術用語等については側注ならびに用語の説明をご参照下さい。

本資料に関するご質問などは、下記へお問い合わせ下さい。

原子力発電環境整備機構 立地部

〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル2階

電話 03-6371-4003

FAX 03-6371-4101

ホームページ <http://www.numo.or.jp>

(注1)特定放射性廃棄物：「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」では、「第一種特定放射性廃棄物」と「第二種特定放射性廃棄物」を定めています。

(注2)最終処分施設：特定放射性廃棄物の地層処分(最終処分)を行うために必要な、特定放射性廃棄物の搬送用の設備、埋設用の坑道、人工バリアを含む一群の施設をいいます。本資料では、「最終処分施設」と天然の岩盤から構成されるものを「処分場」といいます。

(注3)高レベル放射性廃棄物：本資料では、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」でいう第一種特定放射性廃棄物という語のかわりに「高レベル放射性廃棄物」を用いています。

(注4)地層処分低レベル放射性廃棄物：本資料では、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」でいう第二種特定放射性廃棄物という語のかわりに「地層処分低レベル放射性廃棄物」を用いています。

(注5)文献調査：公開された「文献その他の資料」(記録文書、学術論文、空中写真、地質図等)による調査のことです。応募区域およびその周辺の地域を評価するためには、さまざまな文献その他の資料を幅広く調査する必要があります。文献調査を実施する範囲は、広い範囲が対象となります。